

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年4月10日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式 会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6 号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4603
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	TAA株50ポートフォリオ TAA株100ポートフォリオ
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき上限 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

T A A株50ポートフォリオ

T A A株100ポートフォリオ

上記2ファンドの愛称として「マイポート」ということがあります。

（以下、上記のそれぞれをまたは総称して「ファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成24年4月11日（水）～平成25年4月10日（水）

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。
ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください)までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。
ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

T A A株50ポートフォリオは、主に国内の株式、公社債および短期金融資産への投資により、信託財産の長期的かつ着実な成長を図ることを目標として運用を行います。

T A A株100ポートフォリオは、主に国内の株式、公社債および短期金融資産への投資により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

国内の株式、公社債、短期金融資産を主な投資対象とします。

- ・各ファンドにおいて以下のベンチマーク¹を中長期的観点から上回ることを目標とします。

T A A株50ポートフォリオ：東証株価指数（TOPIX）²50%、無担保コール翌日物50%を合成し、委託会社で独自に指数化したもの

T A A株100ポートフォリオ：東証株価指数（TOPIX）

- 1 ベンチマークとは、あくまでも運用上の目標であって利回りを保証するものではありません。
- 2 東証株価指数（TOPIX）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株価指数で、東証1部に上場されているすべての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。東証株価指数は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数の算出もしくは公表の停止または東証株価指数の商標もしくは使用の停止を行うことができます。

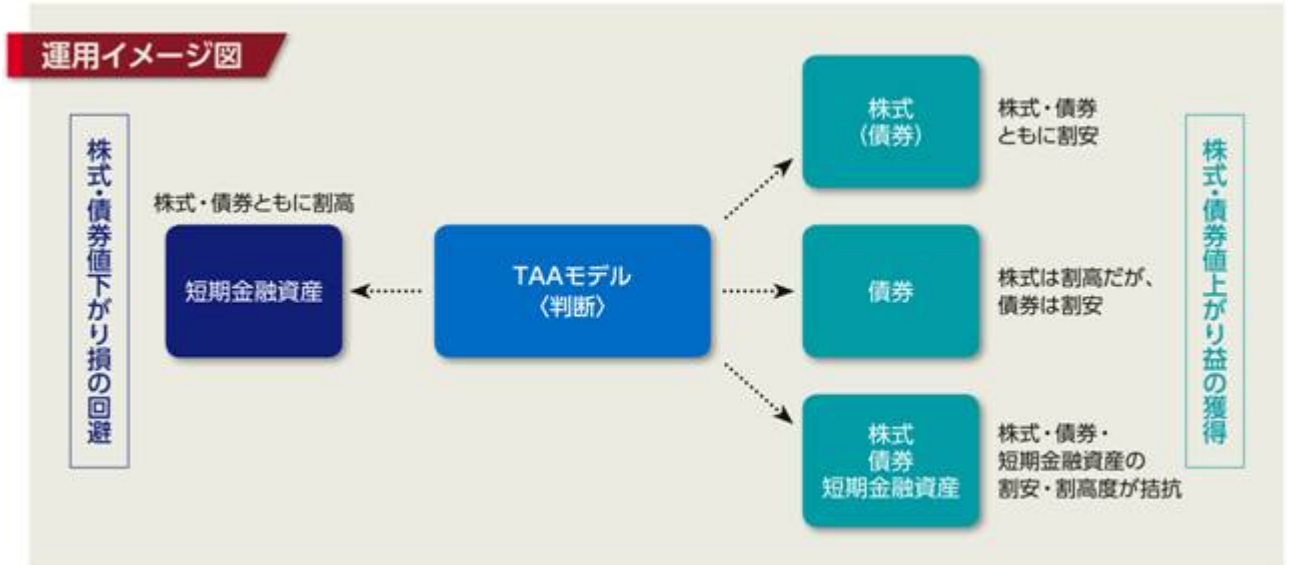
株式、公社債および短期金融資産の組入比率の変更は、ニッセイ基礎研究所が開発したT A Aモデルを原則として利用します。

- ・ファンドでは、T A Aモデルを利用し、企業業績・金利・株価水準等のファンダメンタルズ・データから株式・債券の投資価値とその相対的な割安・割高度を分析し、これに基づく適切な資産配分（株式、公社債、短期金融資産の組入比率の変更）を行うことでパフォーマンスの向上をめざします。
- ・T A Aとは、タクティカル・アセット・アロケーション（戦術的資産配分）の略称で、価格変動のリスクを抑えつつ、3資産（株式、公社債、短期金融資産）の最適な組入比率を一定の運用ルールのもとで機動的に変更していくことにより、運用成果の向上をめざす運用手法です。なお、T A Aモデルについては継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には見直しを行うことがあります。
- ・資産の組入比率の変更にあたっては、運用の効率化を図るため株価指数先物および債券先物

等をヘッジ目的に限定せず活用することがあります。

< 株式会社ニッセイ基礎研究所について >

ニッセイ基礎研究所は、日本生命の創業100周年記念事業として1988年7月に設立されたニッセイグループのシンクタンクです。生命保険分野にとどまらず、国内外の経済・金融、資産運用、年金・福祉・雇用に至るまで幅広い分野で、中立公正な立場から基礎的かつ問題解決型の調査・研究を実施しています。



投資者の皆様のご判断により、各ファンド間のスイッチングができます。

- ・スイッチングには手数料はかかりません。

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

各ファンドにつき、3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米
その他資産 ()	日々	アフリカ
資産複合 (株式・債券・短期金融資産)	その他 ()	中近東 (中東)
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

資産複合（株式・債券・短期金融資産）	目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
資産配分変更型	目論見書または約款において、主として株式、公社債等および短期金融資産に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

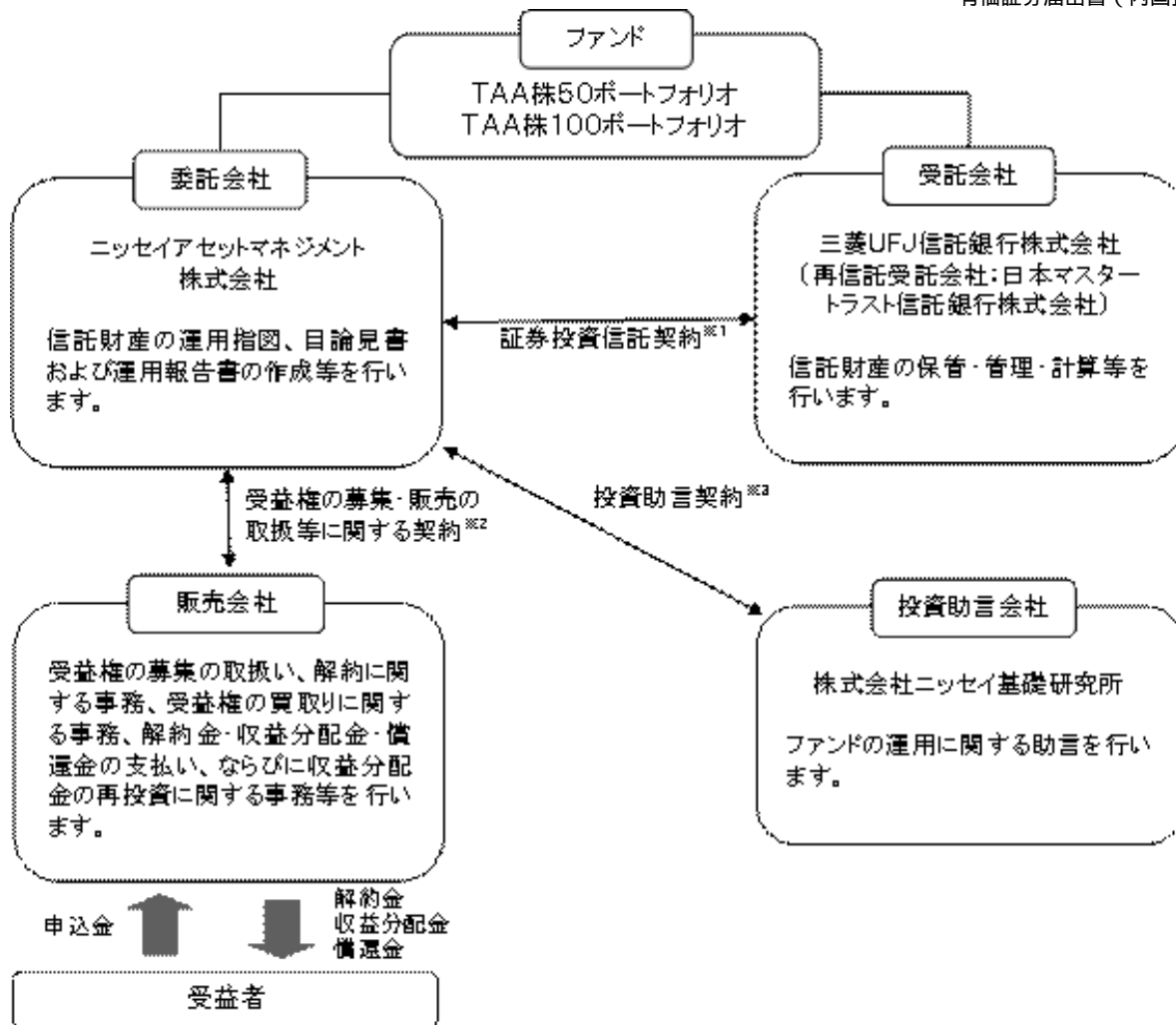
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成8年12月11日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

委託会社の概況（平成24年4月2日現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 平成7年4月4日
7. 沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ピーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

T A A株50ポートフォリオ

株式、公社債および短期金融資産の組入比率の変更は、ニッセイ基礎研究所が開発したT A Aモデルを原則として利用して行います。

なお、T A Aモデルにつきましては、継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には、見直しを行うことがあります。

資産の組入比率の変更にあたっては、運用の効率化をはかるために、ヘッジ目的に限定せず、株価指数先物および債券先物等を活用することがあります。ただし、株価指数先物および債券先物等を考慮した株式および債券の合計の実質組入比率は純資産総額の範囲内とします。

また、株価指数先物を考慮した株式の実質組入比率は純資産総額の50%以下とします。

株式については、東証株価指数(TOPIX)に連動することを目的とした銘柄選択を行い、運用します。

公社債については、流動性を考慮のうえ、国内の公社債を中心に運用を行います。

短期金融資産については、C D、C P、コール・ローン等を中心に運用を行います。

資金の50%を株式(東証株価指数(TOPIX))、50%を短期金融資産(コール)で常に運用したと仮定した基準ポートフォリオをベンチマークとし、中長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

T A A株100ポートフォリオ

株式、公社債および短期金融資産の組入比率の変更は、ニッセイ基礎研究所が開発したT A Aモデルを原則として利用して行います。

なお、T A Aモデルにつきましては、継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には、見直しを行うことがあります。

資産の組入比率の変更にあたっては、運用の効率化をはかるために、ヘッジ目的に限定せず、株価指数先物および債券先物等を活用することがあります。ただし、株価指数先物および債券先物等を考慮した株式および債券の合計の実質組入比率は純資産総額の範囲内とします。

また、株価指数先物を考慮した株式の実質組入比率は純資産総額の範囲内とします。

株式については、東証株価指数(TOPIX)に連動することを目的とした銘柄選択を行い、運用します。

公社債については、流動性を考慮のうえ、国内の公社債を中心に運用を行います。

短期金融資産については、C D、C P、コール・ローン等を中心に運用を行います。

東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、中長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

(2)【投資対象】

a 主な投資対象

国内の株式、公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

b 約款に定める投資対象

有価証券

ファンドは、主に次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）を投資対象とします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から6.の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9.および10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

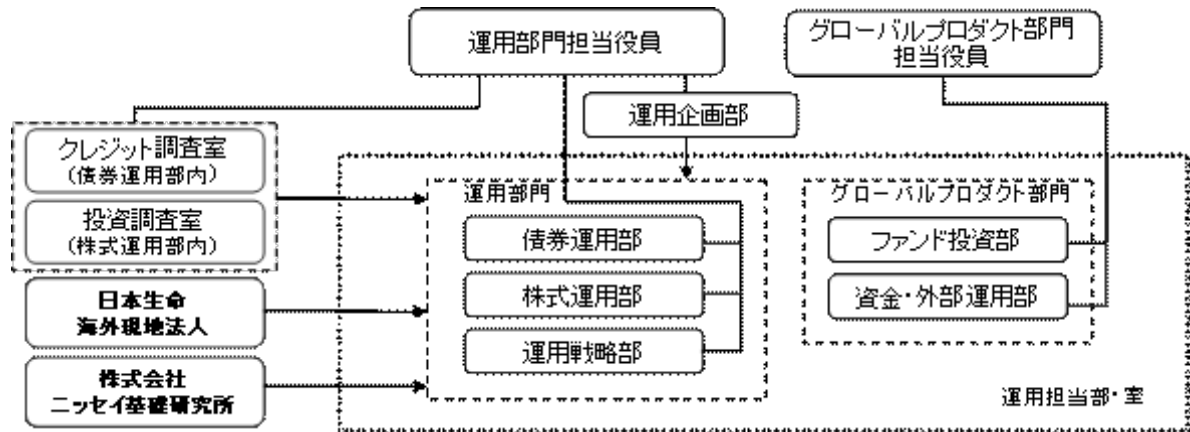
ファンドは前記 に掲げる有価証券のほかに、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

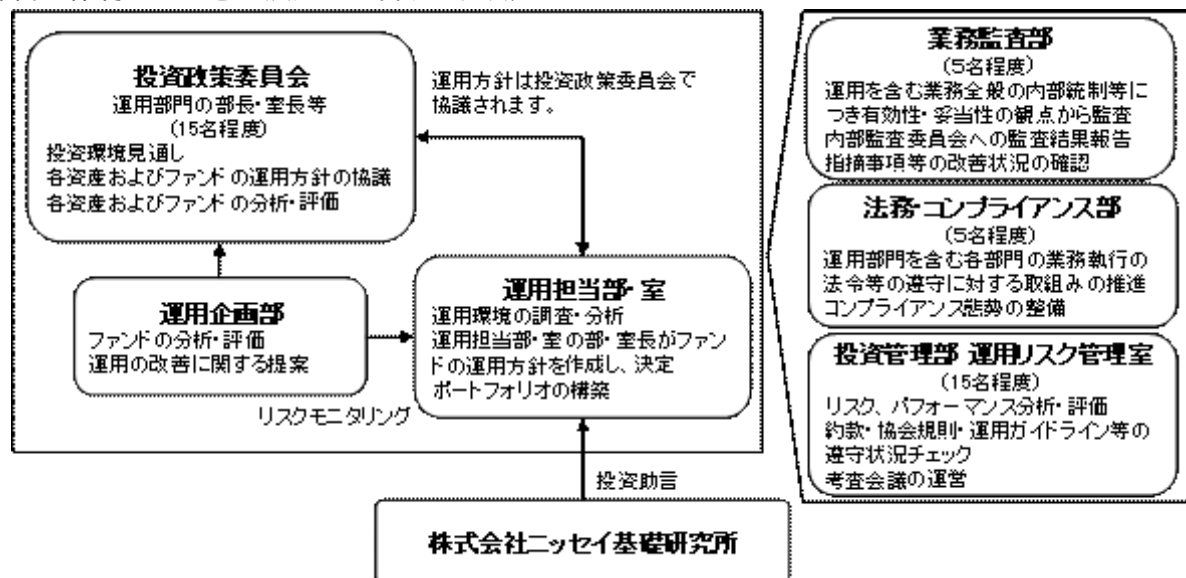
(3) 【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲
配当・利子等を中心とする収益等の全額とします。
2. 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は1月10日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

再投資専用のファンドであり、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに投資信託証券（公社債投資信託証券を除きます）への投資割合

T A A株50ポートフォリオ：信託財産の純資産総額の50%以下とします。

T A A株100ポートフォリオ：信託財産の純資産総額の範囲内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資割合は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の証券取引所に上場（上場予定を含みます）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、次の . から . に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の . から . に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

- ・ 株式分割により取得する株券
- ・ 有償増資により取得する株券
- ・ 売出しにより取得する株券
- ・ 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（なお、ここでいう新株予約権とは、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権をいいます）の行使により取得可能な株券
- ・ 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（　に定めるものを除きます）の行使により取得可能な株券

先物取引等

- 1．国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含め（以下同じ）、外国の取引所における現物オプション取引は公社債に限ります。
- 2．国内の取引所における通貨に関する先物取引ならびに外国の取引所における通貨に関する先物取引および先物オプション取引を行うことができます。
- 3．国内の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、現物オプション取引は預金に限ります。

スワップ取引

- 1．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
- 2．スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引にあたっては、当該信託財産に関するスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。
- 4．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
- 5．スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

有価証券の貸付けおよび範囲

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の　、および　の範囲内で貸付けることができます。
 - ・ 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・ 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約します。
- 3．有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行います。

外国為替予約等

- 1．信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。

2. 前記1.の予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
3. 信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の30%を超えることとなる投資を行いません。ただし、有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
4. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3 【投資リスク】

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に

至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

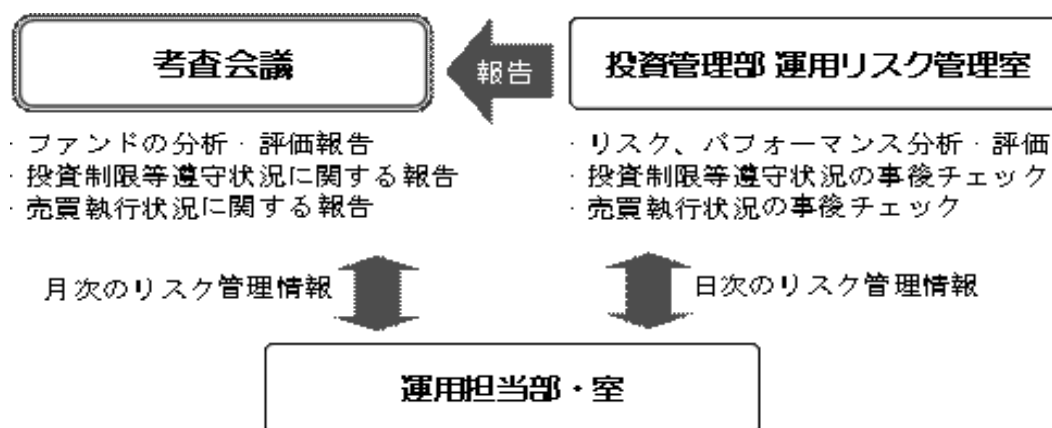
・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を機動的に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予想しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

（２）投資リスク管理体制



- 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
- 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.2%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分		
委託会社	年0.3675%	（税抜0.35%）
販売会社	年0.7875%	（税抜0.75%）
受託会社	年0.1050%	（税抜0.10%）

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00210% （税抜0.002%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00315% （税抜0.003%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00525% （税抜0.005%）
10億円以下 の部分	年 0.03150% （税抜0.030%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税対象

分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
 法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。
 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
 なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。
 解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

税率（個人）

平成24年12月31日まで	10%（所得税7%・地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%・地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され10%（所得税7%・地方税3%）となります。

ただし、平成25年1月1日から25年間は、所得税に復興特別所得税が付加されるため上記の税率となります。なお、上記の所得税率は便宜上、当該復興特別所得税を加算した税率で表示しています。

確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。
 益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され7%（所得税のみ）となります。

ただし、平成25年1月1日から25年間は、所得税に復興特別所得税が付加されるため上記の税率となります。なお、上記の所得税率は便宜上、当該復興特別所得税を加算した税率で表示しています。

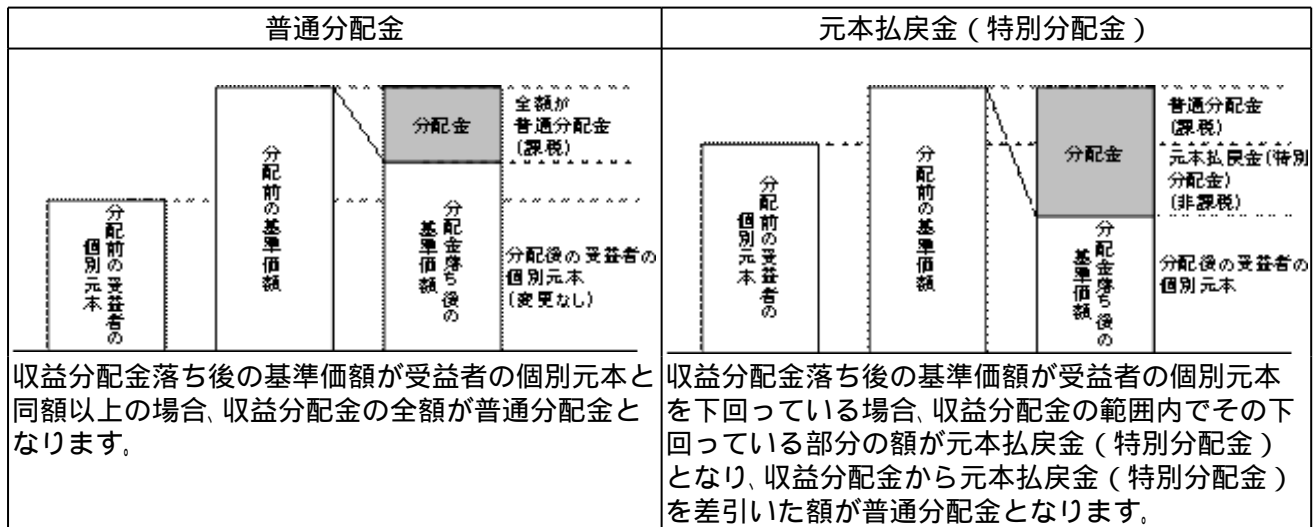
個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出 されます。
 - ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。



投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「TAA株50ポートフォリオ」

(平成24年1月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	92,351,740	53.85
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		79,154,835	46.15
純資産総額		171,506,575	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(注2) その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
東証株価指数先物 (買建)(2012年3月限)	東京証券取引所	58,600,000	60,520,000	35.29
ミニ東証株価指数先物 (買建)(2012年3月限)	東京証券取引所	16,847,500	17,399,500	10.15

「TAA株100ポートフォリオ」

(平成24年1月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	606,313,310	64.20
国債証券	日本	74,711,520	7.91
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		263,421,531	27.89
純資産総額		944,446,361	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(注2) その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
東証株価指数先物 (買建)(2012年3月限)	東京証券取引所	249,050,000	257,210,000	27.23

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「TAA株50ポートフォリオ」

(平成24年1月31日現在)

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段:帳簿価額(円) 下段:評価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	
1	日本	第313回利付国債(10年)	1.300	2021/3/20	国債証券	89,000,000	103.61	92,213,790	53.85
							103.77	92,351,740	
投資比率:合計									53.85

「TAA株100ポートフォリオ」

(平成24年1月31日現在)

順位	国名	銘柄名	利率(%) 償還日	種類 業種	株数又は 額面	上段:帳簿価額(円) 下段:評価額(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	
1	日本	第313回利付国債(10年)	1.300 2021/3/20	国債証券 -	72,000,000	103.61 103.77	74,599,920 74,711,520	7.91
2	日本	トヨタ自動車	- -	株式 輸送用機器	8,200	2,626 2,810	21,533,200 23,042,000	2.44
3	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	- -	株式 銀行業	44,000	332 349	14,608,000 15,356,000	1.63
4	日本	ホンダ	- -	株式 輸送用機器	5,100	2,487 2,666	12,683,700 13,596,600	1.44
5	日本	キャノン	- -	株式 電気機器	3,600	3,315 3,290	11,934,000 11,844,000	1.25
6	日本	三井住友フィナンシャルグループ	- -	株式 銀行業	4,300	2,192 2,425	9,425,600 10,427,500	1.10
7	日本	日本電信電話	- -	株式 情報・通信業	2,500	3,930 3,810	9,825,000 9,525,000	1.01
8	日本	三菱商事	- -	株式 卸売業	4,700	1,570 1,739	7,379,000 8,173,300	0.87
9	日本	ファナック	- -	株式 電気機器	600	11,890 12,810	7,134,000 7,686,000	0.81
10	日本	武田薬品工業	- -	株式 医薬品	2,200	3,320 3,310	7,304,000 7,282,000	0.77
11	日本	みずほフィナンシャルグループ	- -	株式 銀行業	59,900	109 115	6,529,100 6,888,500	0.73
12	日本	NTTドコモ	- -	株式 情報・通信業	50	143,200 135,400	7,160,000 6,770,000	0.72
13	日本	三井物産	- -	株式 卸売業	5,100	1,203 1,294	6,135,300 6,599,400	0.70
14	日本	JT	- -	株式 食料品	15	387,000 375,000	5,805,000 5,625,000	0.60
15	日本	日立製作所	- -	株式 電気機器	13,000	415 426	5,395,000 5,538,000	0.59
16	日本	ソフトバンク	- -	株式 情報・通信業	2,600	2,222 2,123	5,777,200 5,519,800	0.58
17	日本	東日本旅客鉄道	- -	株式 陸運業	1,100	4,815 4,935	5,296,500 5,428,500	0.57
18	日本	コマツ	- -	株式 機械	2,500	1,847 2,149	4,617,500 5,372,500	0.57
19	日本	セブン&アイ・ホールディングス	- -	株式 小売業	2,500	2,151 2,146	5,377,500 5,365,000	0.57
20	日本	日産自動車	- -	株式 輸送用機器	7,000	675 719	4,725,000 5,033,000	0.53
21	日本	三菱地所	- -	株式 不動産業	4,000	1,170 1,217	4,680,000 4,868,000	0.52
22	日本	KDDI	- -	株式 情報・通信業	10	501,000 483,000	5,010,000 4,830,000	0.51
23	日本	ソニー	- -	株式 電気機器	3,200	1,344 1,391	4,300,800 4,451,200	0.47
24	日本	東京海上ホールディングス	- -	株式 保険業	2,300	1,766 1,909	4,061,800 4,390,700	0.46
25	日本	東芝	- -	株式 電気機器	13,000	311 323	4,043,000 4,199,000	0.44
26	日本	三菱電機	- -	株式 電気機器	6,000	729 684	4,374,000 4,104,000	0.43

順位	国名	銘柄名	利率(%) 償還日	種類 業種	株数又は 額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	
27	日本	信越化学工業	- -	株式 化学	1,000	3,665.00 3,960.00	3,665,000 3,960,000	0.42
28	日本	三井不動産	- -	株式 不動産業	3,000	1,128.00 1,253.00	3,384,000 3,759,000	0.40
29	日本	アステラス製薬	- -	株式 医薬品	1,200	3,110.00 3,130.00	3,732,000 3,756,000	0.40
30	日本	住友商事	- -	株式 卸売業	3,400	1,046.00 1,095.00	3,556,400 3,723,000	0.39
投資比率：合計								29.83

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

「TAA株50ポートフォリオ」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	53.85
合計		53.85

「TAA株100ポートフォリオ」

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	8.39
	輸送用機器	6.56
	銀行業	6.11
	情報・通信業	4.37
	化学	4.09
	卸売業	3.44
	機械	3.19
	医薬品	3.04
	陸運業	2.78
	小売業	2.56
	食料品	2.53
	電気・ガス業	2.22
	建設業	1.78
	不動産業	1.51
	鉄鋼	1.31
	保険業	1.19
	サービス業	1.02
	その他製品	0.92
	非鉄金属	0.91
	精密機器	0.88
	ガラス・土石製品	0.76
	繊維製品	0.70
	証券、商品先物取引業	0.64
	石油・石炭製品	0.61
	その他金融業	0.57
	ゴム製品	0.46
金属製品	0.45	
鉱業	0.29	

種類	業種	投資比率（％）
株式	パルプ・紙	0.25
	倉庫・運輸関連業	0.24
	海運業	0.20
	空運業	0.19
	水産・農林業	0.04
	小計	64.20
国債証券	-	7.91
合計		72.11

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「TAA株50ポートフォリオ」

（平成24年1月31日現在）

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量 （枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （％）
株価指数 先物取引	東京証券 取引所	東証株価指数先物 （2012年3月限）	買建	8	58,600,000	60,520,000	35.29
	東京証券 取引所	ミ二東証株価指数先 物 （2012年3月限）	買建	23	16,847,500	17,399,500	10.15

「TAA株100ポートフォリオ」

（平成24年1月31日現在）

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量 （枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （％）
株価指数 先物取引	東京証券 取引所	東証株価指数先物 （2012年3月限）	買建	34	249,050,000	257,210,000	27.23

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

（注2）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年1月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

「TAA株50ポートフォリオ」

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1期末	（平成9年1月10日）	分配付：	17,667,547	分配付：	9,459
		分配落：	17,667,547	分配落：	9,459
第2期末	（平成10年1月12日）	分配付：	97,521,276	分配付：	8,965
		分配落：	97,521,276	分配落：	8,965

第3期末	(平成11年1月11日)	分配付： 分配落：	153,282,259 153,282,259	分配付： 分配落：	8,831 8,831
第4期末	(平成12年1月11日)	分配付： 分配落：	235,028,943 235,028,943	分配付： 分配落：	10,901 10,901
第5期末	(平成13年1月10日)	分配付： 分配落：	227,108,466 227,108,466	分配付： 分配落：	9,515 9,515
第6期末	(平成14年1月10日)	分配付： 分配落：	244,424,788 244,424,788	分配付： 分配落：	8,528 8,528
第7期末	(平成15年1月10日)	分配付： 分配落：	250,996,003 250,996,003	分配付： 分配落：	7,966 7,966
第8期末	(平成16年1月13日)	分配付： 分配落：	256,087,476 256,087,476	分配付： 分配落：	8,847 8,847
第9期末	(平成17年1月11日)	分配付： 分配落：	255,078,088 255,078,088	分配付： 分配落：	9,070 9,070
第10期末	(平成18年1月10日)	分配付： 分配落：	299,477,976 299,477,976	分配付： 分配落：	10,871 10,871
第11期末	(平成19年1月10日)	分配付： 分配落：	288,240,124 288,240,124	分配付： 分配落：	10,631 10,631
第12期末	(平成20年1月10日)	分配付： 分配落：	270,812,714 270,812,714	分配付： 分配落：	10,017 10,017
第13期末	(平成21年1月13日)	分配付： 分配落：	226,545,639 226,545,639	分配付： 分配落：	8,190 8,190
第14期末	(平成22年1月12日)	分配付： 分配落：	203,945,484 203,945,484	分配付： 分配落：	8,869 8,869
第15期末	(平成23年1月11日)	分配付： 分配落：	199,085,407 199,085,407	分配付： 分配落：	8,844 8,844
第16期末	(平成24年1月10日)	分配付： 分配落：	169,919,280 169,919,280	分配付： 分配落：	8,106 8,106
	平成23年1月末日		195,784,567		8,748
	2月末日		198,982,375		8,919
	3月末日		187,162,669		8,599
	4月末日		184,689,015		8,554
	5月末日		183,090,341		8,503
	6月末日		184,430,000		8,574

		純資産総額(円)	1万口当たり純資産総額(円)
	7月末日	183,677,911	8,551
	8月末日	177,685,318	8,239
	9月末日	176,611,913	8,225
	10月末日	176,999,956	8,226
	11月末日	172,750,491	8,060
	12月末日	169,116,876	8,081
	平成24年1月31日	171,506,575	8,230

「TAA株100ポートフォリオ」

		純資産総額(円)	1万口当たり純資産総額(円)		
第1期末	(平成9年1月10日)	分配付： 分配落：	22,573,969 22,573,969	分配付： 分配落：	8,824 8,824
第2期末	(平成10年1月12日)	分配付： 分配落：	120,831,853 120,831,853	分配付： 分配落：	7,644 7,644

第3期末	（平成11年1月11日）	分配付： 964,432,487 分配落： 964,432,487	分配付： 7,136 分配落： 7,136
第4期末	（平成12年1月11日）	分配付： 1,695,655,626 分配落： 1,695,655,626	分配付： 11,195 分配落： 11,195
第5期末	（平成13年1月10日）	分配付： 1,320,905,577 分配落： 1,320,905,577	分配付： 8,289 分配落： 8,289
第6期末	（平成14年1月10日）	分配付： 1,145,320,033 分配落： 1,145,320,033	分配付： 6,617 分配落： 6,617
第7期末	（平成15年1月10日）	分配付： 1,051,411,883 分配落： 1,051,411,883	分配付： 5,676 分配落： 5,676
第8期末	（平成16年1月13日）	分配付： 1,295,800,213 分配落： 1,295,800,213	分配付： 7,104 分配落： 7,104
第9期末	（平成17年1月11日）	分配付： 1,373,174,440 分配落： 1,373,174,440	分配付： 7,627 分配落： 7,627
第10期末	（平成18年1月10日）	分配付： 1,854,329,409 分配落： 1,854,329,409	分配付： 10,850 分配落： 10,850
第11期末	（平成19年1月10日）	分配付： 1,822,621,945 分配落： 1,822,621,945	分配付： 10,863 分配落： 10,863
第12期末	（平成20年1月10日）	分配付： 1,569,568,148 分配落： 1,569,568,148	分配付： 9,432 分配落： 9,432
第13期末	（平成21年1月13日）	分配付： 1,022,789,894 分配落： 1,022,789,894	分配付： 6,028 分配落： 6,028
第14期末	（平成22年1月12日）	分配付： 1,164,035,220 分配落： 1,164,035,220	分配付： 7,136 分配落： 7,136
第15期末	（平成23年1月11日）	分配付： 1,129,607,634 分配落： 1,129,607,634	分配付： 7,002 分配落： 7,002

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
第16期末	（平成24年1月10日）	分配付： 919,353,395 分配落： 919,353,395	分配付： 5,716 分配落： 5,716
	平成23年1月末日	1,110,080,561	6,874
	2月末日	1,155,829,092	7,159
	3月末日	1,064,714,760	6,602
	4月末日	1,047,428,329	6,503
	5月末日	1,037,726,510	6,414
	6月末日	1,050,051,333	6,491
	7月末日	1,037,390,003	6,427
	8月末日	957,873,202	5,925
	9月末日	955,383,762	5,919
	10月末日	955,860,058	5,931
	11月末日	913,945,605	5,677
	12月末日	915,684,084	5,697
	平成24年1月31日	944,446,361	5,873

【分配の推移】

「TAA株50ポートフォリオ」

		1万口当たり分配金
第1期	（平成9年1月10日）	0円
第2期	（平成10年1月12日）	0円

第3期	（平成11年1月11日）	0円
第4期	（平成12年1月11日）	0円
第5期	（平成13年1月10日）	0円
第6期	（平成14年1月10日）	0円
第7期	（平成15年1月10日）	0円
第8期	（平成16年1月13日）	0円
第9期	（平成17年1月11日）	0円
第10期	（平成18年1月10日）	0円
第11期	（平成19年1月10日）	0円
第12期	（平成20年1月10日）	0円
第13期	（平成21年1月13日）	0円
第14期	（平成22年1月12日）	0円
第15期	（平成23年1月11日）	0円
第16期	（平成24年1月10日）	0円

「TAA株100ポートフォリオ」

		1万口当たり分配金
第1期	（平成9年1月10日）	0円
第2期	（平成10年1月12日）	0円
第3期	（平成11年1月11日）	0円
第4期	（平成12年1月11日）	0円
第5期	（平成13年1月10日）	0円
第6期	（平成14年1月10日）	0円
第7期	（平成15年1月10日）	0円
第8期	（平成16年1月13日）	0円
第9期	（平成17年1月11日）	0円
第10期	（平成18年1月10日）	0円
第11期	（平成19年1月10日）	0円
第12期	（平成20年1月10日）	0円
第13期	（平成21年1月13日）	0円
第14期	（平成22年1月12日）	0円
第15期	（平成23年1月11日）	0円
第16期	（平成24年1月10日）	0円

【収益率の推移】

「TAA株50ポートフォリオ」

		収益率
第1期	自平成8年12月11日 至平成9年1月10日	5.41%
第2期	自平成9年1月11日 至平成10年1月12日	5.22%
第3期	自平成10年1月13日 至平成11年1月11日	1.49%
第4期	自平成11年1月12日 至平成12年1月11日	23.44%
第5期	自平成12年1月12日 至平成13年1月10日	12.71%
第6期	自平成13年1月11日 至平成14年1月10日	10.37%

第7期	自平成14年1月11日 至平成15年1月10日	6.59%
第8期	自平成15年1月11日 至平成16年1月13日	11.06%
第9期	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	2.52%
第10期	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日	19.86%
第11期	自平成18年1月11日 至平成19年1月10日	2.21%
第12期	自平成19年1月11日 至平成20年1月10日	5.78%
第13期	自平成20年1月11日 至平成21年1月13日	18.24%
第14期	自平成21年1月14日 至平成22年1月12日	8.29%
第15期	自平成22年1月13日 至平成23年1月11日	0.28%
第16期	自平成23年1月12日 至平成24年1月10日	8.34%

「TAA株100ポートフォリオ」

		収益率
第1期	自平成8年12月11日 至平成9年1月10日	11.76%
第2期	自平成9年1月11日 至平成10年1月12日	13.37%
第3期	自平成10年1月13日 至平成11年1月11日	6.65%
第4期	自平成11年1月12日 至平成12年1月11日	56.88%
第5期	自平成12年1月12日 至平成13年1月10日	25.96%
第6期	自平成13年1月11日 至平成14年1月10日	20.17%
第7期	自平成14年1月11日 至平成15年1月10日	14.22%
第8期	自平成15年1月11日 至平成16年1月13日	25.16%
第9期	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	7.36%
第10期	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日	42.26%
第11期	自平成18年1月11日 至平成19年1月10日	0.12%
第12期	自平成19年1月11日 至平成20年1月10日	13.17%
第13期	自平成20年1月11日 至平成21年1月13日	36.09%
第14期	自平成21年1月14日 至平成22年1月12日	18.38%
第15期	自平成22年1月13日 至平成23年1月11日	1.88%

第16期	自平成23年1月12日 至平成24年1月10日	18.37%
------	----------------------------	--------

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については、前期末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

（４）【設定及び解約の実績】

「TAA株50ポートフォリオ」

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期	自平成8年12月11日 至平成9年1月10日	18,697,198	20,114	18,677,084
第2期	自平成9年1月11日 至平成10年1月12日	113,830,308	23,732,347	108,775,045
第3期	自平成10年1月13日 至平成11年1月11日	112,732,633	47,926,018	173,581,660
第4期	自平成11年1月12日 至平成12年1月11日	95,301,327	53,272,142	215,610,845
第5期	自平成12年1月12日 至平成13年1月10日	89,127,426	66,043,638	238,694,633
第6期	自平成13年1月11日 至平成14年1月10日	89,961,289	42,049,276	286,606,646
第7期	自平成14年1月11日 至平成15年1月10日	84,467,354	55,987,097	315,086,903
第8期	自平成15年1月11日 至平成16年1月13日	57,947,504	83,557,207	289,477,200
第9期	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	42,468,365	50,721,735	281,223,830
第10期	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日	35,500,352	41,234,368	275,489,814
第11期	自平成18年1月11日 至平成19年1月10日	29,666,327	34,033,850	271,122,291
第12期	自平成19年1月11日 至平成20年1月10日	27,969,033	28,744,779	270,346,545
第13期	自平成20年1月11日 至平成21年1月13日	28,573,352	22,309,789	276,610,108
第14期	自平成21年1月14日 至平成22年1月12日	12,695,261	59,359,737	229,945,632
第15期	自平成22年1月13日 至平成23年1月11日	5,361,996	10,211,029	225,096,599
第16期	自平成23年1月12日 至平成24年1月10日	6,073,825	21,541,435	209,628,989

「TAA株100ポートフォリオ」

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期	自平成8年12月11日 至平成9年1月10日	25,583,244	-	25,583,244
第2期	自平成9年1月11日 至平成10年1月12日	153,891,093	21,399,310	158,075,027
第3期	自平成10年1月13日 至平成11年1月11日	1,234,657,242	41,176,791	1,351,555,478
第4期	自平成11年1月12日 至平成12年1月11日	240,406,191	77,350,262	1,514,611,407

第5期	自平成12年1月12日 至平成13年1月10日	145,264,787	66,344,222	1,593,531,972
第6期	自平成13年1月11日 至平成14年1月10日	191,056,657	53,754,290	1,730,834,339
第7期	自平成14年1月11日 至平成15年1月10日	188,114,870	66,586,546	1,852,362,663
第8期	自平成15年1月11日 至平成16年1月13日	127,291,952	155,696,538	1,823,958,077
第9期	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	85,366,788	108,963,307	1,800,361,558
第10期	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日	73,154,200	164,467,484	1,709,048,274
第11期	自平成18年1月11日 至平成19年1月10日	58,427,446	89,719,281	1,677,756,439
第12期	自平成19年1月11日 至平成20年1月10日	55,589,555	69,257,126	1,664,088,868
第13期	自平成20年1月11日 至平成21年1月13日	65,319,569	32,659,923	1,696,748,514
第14期	自平成21年1月14日 至平成22年1月12日	40,227,548	105,730,455	1,631,245,607
第15期	自平成22年1月13日 至平成23年1月11日	16,568,653	34,552,358	1,613,261,902
第16期	自平成23年1月12日 至平成24年1月10日	44,678,879	49,544,357	1,608,396,424

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2012年1月末現在

TAA株50ポートフォリオ

● 基準価額・純資産の推移



- ・ 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・ 税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

● 基準価額および純資産総額

基準価額	8,230円
純資産総額	171百万円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

期	日付	金額
第12期	2006年1月10日	0円
第13期	2009年1月13日	0円
第14期	2010年1月12日	0円
第15期	2011年1月11日	0円
第16期	2012年1月10日	0円
直近1年間累計		0円
設定以来累計		0円

● 資産構成比率

資産種別	比率
株式	45.4%
債券	53.8%

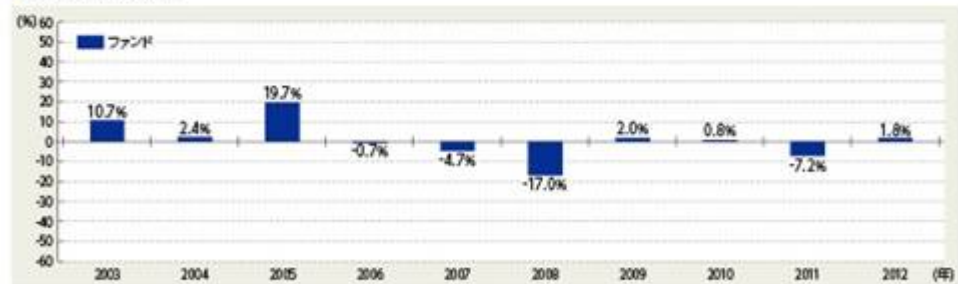
- ・ 比率は対純資産総額比です。
- ・ 各資産は先物を含みます。

● 組入銘柄

銘柄	種類	比率
第31期 10年国債	国債証券	53.8%

- ・ 比率は対純資産総額比です。

● 年間収益率の推移



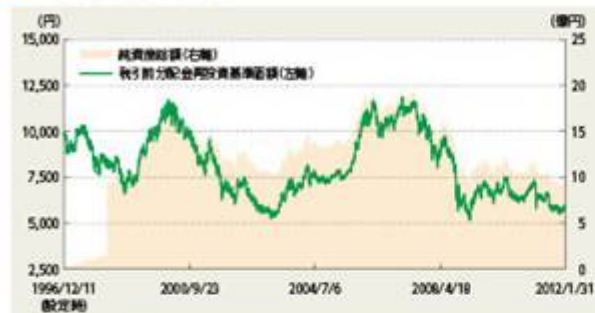
- ・ ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・ 2012年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2012年1月末現在

TAA株100ポートフォリオ

● 基準価額・純資産の推移



- ・ 基準価額は運用管理費用(西託報酬)控除後のものです。
- ・ 税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

● 基準価額および純資産総額

基準価額	5,673円
純資産総額	946百万円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

第12期	2006年1月10日	0円
第13期	2009年1月13日	0円
第14期	2010年1月12日	0円
第15期	2011年1月11日	0円
第16期	2012年1月10日	0円
直近1年間累計		0円
設定以来累計		0円

● 資産構成比率

株式	91.4%
債券	7.9%

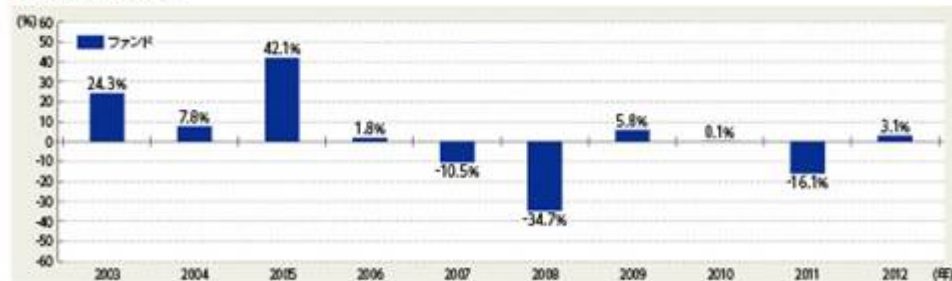
- ・ 比率は対純資産総額比です。
- ・ 西資産は先物を含みます。

● 組入上位銘柄

	銘柄	種類	比率
1	第313回 10年国債	国債証券	7.9%
2	トヨタ自動車	株式	2.4%
3	三菱UFJフィナンシャルG	株式	1.6%
4	本田技研	株式	1.4%
5	キヤノン	株式	1.3%
6	三井住友フィナンシャルG	株式	1.1%
7	日本電信電話	株式	1.0%
8	三菱商事	株式	0.9%
9	ファナック	株式	0.8%
10	武田薬品	株式	0.8%

- ・ 比率は対純資産総額比です。

● 年間収益率の推移



- ・ ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・ 2012年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受け付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金再投資専用のファンドです。

販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 各ファンド間のスイッチングができます。スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれます。税金についての詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。
4. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

1口単位とします。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。
それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金

額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

（４）【計算期間】

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

繰上償還

1．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

．やむを得ない事情が発生したとき

2．委託会社は、前記1．により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3．前記2．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。

4．前記3．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を

超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。

5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「 繰上償還 」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更 」に規定する約款の変更を行う場合において、「 繰上償還 3. 」または「 約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<http://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

1) 各ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 各ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成22年1月13日から平成23年1月11日まで）及び第16期計算期間（平成23年1月12日から平成24年1月10日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【TAA株50ポートフォリオ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成23年1月11日現在)	第16期 (平成24年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	95,998,949	76,042,005
国債証券	102,135,660	92,213,790
派生商品評価勘定	5,369,345	-
未収利息	13,412	132,825
前払金	-	1,066,100
前払費用	60,361	222,139
差入委託証拠金	2,184,000	2,205,000
流動資産合計	205,761,727	171,881,859
資産合計	205,761,727	171,881,859
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	824,285
前受金	5,437,200	-
未払受託者報酬	100,711	92,512
未払委託者報酬	1,108,281	1,018,110
その他未払費用	30,128	27,672
流動負債合計	6,676,320	1,962,579
負債合計	6,676,320	1,962,579
純資産の部		
元本等		
元本	225,096,599	209,628,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	26,011,192	39,709,709
純資産合計	199,085,407	169,919,280
負債純資産合計	205,761,727	171,881,859

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 （自平成22年1月13日 至平成23年1月11日）	第16期 （自平成23年1月12日 至平成24年1月10日）
営業収益		
受取利息	1,053,873	973,946
有価証券売買等損益	1,513,750	1,805,120
派生商品取引等損益	757,500	16,739,330
営業収益合計	1,810,123	13,960,264
営業費用		
受託者報酬	203,353	190,837
委託者報酬	2,237,757	2,100,153
その他費用	60,846	57,098
営業費用合計	2,501,956	2,348,088
営業利益又は営業損失（ ）	691,833	16,308,352
経常利益又は経常損失（ ）	691,833	16,308,352
当期純利益又は当期純損失（ ）	691,833	16,308,352
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	265,644	1,076,489
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,000,148	26,011,192
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,155,930	2,497,466
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,155,930	2,497,466
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	740,785	964,120
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	740,785	964,120
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,011,192	39,709,709

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15期 (自平成22年1月13日 至平成23年1月11日)	第16期 (自平成23年1月12日 至平成24年1月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>	<p>国債証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所の発表する計算期間末日の清算値段によっております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>	<p>株価指数先物取引 同左</p> <p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>派生商品取引等損益の計上基準 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、平成22年1月13日から平成23年1月11日までとなっております。</p>	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとしておりますが、前計算期間末日が休業日のため、平成23年1月12日から平成24年1月10日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (平成23年1月11日現在)	第16期 (平成24年1月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	225,096,599口	209,628,989口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	26,011,192円	39,709,709円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8844円 (8,844円)	0.8106円 (8,106円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 （自平成22年1月13日 至平成23年1月11日）	第16期 （自平成23年1月12日 至平成24年1月10日）
<p>分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（33,214,895円）、及び分配準備積立金（25,905,837円）より、分配対象収益は59,120,732円（1口当たり0.262646円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。</p>	<p>分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（31,601,160円）、及び分配準備積立金（23,457,469円）より、分配対象収益は55,058,629円（1口当たり0.262648円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第15期 （自平成22年1月13日 至平成23年1月11日）	第16期 （自平成23年1月12日 至平成24年1月10日）
<p>1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>	<p>1．金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2．金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>3．金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

<p>4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (平成23年1月11日現在)	第16期 (平成24年1月10日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	<p>1．国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>2．デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1．国債証券 同左</p> <p>2．デリバティブ取引 同左</p> <p>3．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 (自平成22年1月13日 至平成23年1月11日)	第16期 (自平成23年1月12日 至平成24年1月10日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第15期 (自平成22年1月13日 至平成23年1月11日)	第16期 (自平成23年1月12日 至平成24年1月10日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第15期 （平成23年1月11日現在）	第16期 （平成24年1月10日現在）
期首元本額	229,945,632円	225,096,599円
期中追加設定元本額	5,361,996円	6,073,825円
期中一部解約元本額	10,211,029円	21,541,435円

2 有価証券関係

第15期（平成23年1月11日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	182,580
合計	182,580

第16期（平成24年1月10日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	973,340
合計	973,340

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第15期（平成23年1月11日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1 年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場 取引	株価指数先物取引 買建	91,038,655	-	96,408,000	5,369,345
	合計	91,038,655	-	96,408,000	5,369,345

（注1）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算期間末日の清算値段によっております。

（注2）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

第16期（平成24年1月10日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1 年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場 取引	株価指数先物取引 買建	77,736,785	-	76,912,500	824,285
	合計	77,736,785	-	76,912,500	824,285

（注1）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算期間末日の清算値段によっております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債 証券	第313回利付国債(10年)	1.300	2021/3/20	89,000,000	92,213,790	
合計				89,000,000	92,213,790	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【TAA株100ポートフォリオ】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成23年1月11日現在)	第16期 (平成24年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	362,879,285	260,226,016
株式	740,104,340	588,893,420
国債証券	33,043,890	74,599,920
派生商品評価勘定	19,610,090	-
未収配当金	669,950	682,850
未収利息	4,336	98,434
前払金	-	3,538,000
前払費用	19,528	188,730
流動資産合計	1,156,331,419	928,227,370
資産合計	1,156,331,419	928,227,370
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	2,720,130
前受金	19,836,000	-
未払解約金	79,334	-
未払受託者報酬	554,059	500,350
未払委託者報酬	6,095,170	5,504,434
その他未払費用	159,222	149,061
流動負債合計	26,723,785	8,873,975
負債合計	26,723,785	8,873,975
純資産の部		
元本等		
元本	1,613,261,902	1,608,396,424
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	483,654,268	689,043,029
純資産合計	1,129,607,634	919,353,395
負債純資産合計	1,156,331,419	928,227,370

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 （自平成22年1月13日 至平成23年1月11日）	第16期 （自平成23年1月12日 至平成24年1月10日）
営業収益		
受取配当金	14,116,513	15,128,540
受取利息	1,107,415	958,060
有価証券売買等損益	18,105,651	148,381,855
派生商品取引等損益	5,103,555	62,067,290
その他収益	17,192	16,769
営業収益合計	7,968,086	194,345,776
営業費用		
受託者報酬	1,139,737	1,058,136
委託者報酬	12,538,000	11,640,625
その他費用	318,587	306,971
営業費用合計	13,996,324	13,005,732
営業利益又は営業損失（ ）	21,964,410	207,351,508
経常利益又は経常損失（ ）	21,964,410	207,351,508
当期純利益又は当期純損失（ ）	21,964,410	207,351,508
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,126,430	3,392,806
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	467,210,387	483,654,268
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,904,952	14,887,381
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,904,952	14,887,381
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,510,853	16,317,440
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,510,853	16,317,440
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	483,654,268	689,043,029

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15期 (自平成22年1月13日 至平成23年1月11日)	第16期 (自平成23年1月12日 至平成24年1月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算期間末日の最終相場によっております。</p> <p>(2) 国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 国債証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所の発表する計算期間末日の清算値段によっております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>	<p>株価指数先物取引 同左</p> <p>同左</p>

項目	第15期 (自平成22年1月13日 至平成23年1月11日)	第16期 (自平成23年1月12日 至平成24年1月10日)
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1) 受取配当金 同左</p> <p>(2) 派生商品取引等損益の計上基準 同左</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、平成22年1月13日から平成23年1月11日までとなっております。</p>	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとしておりますが、前計算期間末日が休業日のため、平成23年1月12日から平成24年1月10日までとなっております。</p>
----------------------------	--	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (平成23年1月11日現在)	第16期 (平成24年1月10日現在)
1. 担保に供している資産 先物取引に係る差入委託証拠金の代用として差し入れている有価証券	株式 13,842,500円	株式 10,913,500円
2. 当該計算期間の末日における受益権総数	1,613,261,902口	1,608,396,424口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	483,654,268円	689,043,029円
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7002円 (7,002円)	0.5716円 (5,716円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期 (自平成22年1月13日 至平成23年1月11日)	第16期 (自平成23年1月12日 至平成24年1月10日)
<p>分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,212,003円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(225,365,285円)、及び分配準備積立金(408,253,501円)より、分配対象収益は634,830,789円(1口当たり0.393508円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。</p>	<p>分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,024,161円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(235,888,901円)、及び分配準備積立金(397,082,416円)より、分配対象収益は635,995,478円(1口当たり0.395422円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第15期 (自平成22年1月13日 至平成23年1月11日)	第16期 (自平成23年1月12日 至平成24年1月10日)

<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは株価変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (平成23年1月11日現在)	第16期 (平成24年1月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	<p>1. 株式、国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 株式、国債証券 同左</p> <p>2. デリバティブ取引 同左</p> <p>3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
------------	---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

<p>第15期 （自平成22年1月13日 至平成23年1月11日）</p>	<p>第16期 （自平成23年1月12日 至平成24年1月10日）</p>
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

<p>第15期 （自平成22年1月13日 至平成23年1月11日）</p>	<p>第16期 （自平成23年1月12日 至平成24年1月10日）</p>
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第15期 （平成23年1月11日現在）	第16期 （平成24年1月10日現在）
期首元本額	1,631,245,607円	1,613,261,902円
期中追加設定元本額	16,568,653円	44,678,879円
期中一部解約元本額	34,552,358円	49,544,357円

2 有価証券関係

第15期（平成23年1月11日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	15,222,617
国債証券	59,070
合計	15,281,687

第16期（平成24年1月10日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	150,684,650
国債証券	530,410
合計	150,154,240

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第15期（平成23年1月11日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	332,649,910	-	352,260,000	19,610,090
合計		332,649,910	-	352,260,000	19,610,090

（注1）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算期間末日の清算値段によっております。

（注2）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

第16期（平成24年1月10日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	251,770,130	-	249,050,000	2,720,130
合計		251,770,130	-	249,050,000	2,720,130

（注1）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算期間末日の清算値段によっております。

（注2）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日本水産	1,500	266	399,000	
国際石油開発帝石	4	503,000	2,012,000	
石油資源開発	200	3,030	606,000	
コムシスホールディングス	500	800	400,000	
大成建設	4,000	203	812,000	
大林組	2,000	351	702,000	
清水建設	3,000	335	1,005,000	
長谷工コーポレーション	5,500	52	286,000	
鹿島	4,000	248	992,000	
奥村組	2,000	315	630,000	

戸田建設	2,000	294	588,000
大東建託	400	6,810	2,724,000
住友林業	1,000	676	676,000
大和ハウス工業	2,000	932	1,864,000
積水ハウス	2,000	692	1,384,000
きんでん	1,000	635	635,000
協和エクシオ	800	733	586,400
日揮	1,000	1,876	1,876,000
日清製粉グループ本社	500	921	460,500
江崎グリコ	1,000	852	852,000
山崎製パン	1,000	1,011	1,011,000
森永乳業	2,000	301	602,000
ヤクルト本社	400	2,451	980,400
明治ホールディングス	300	3,150	945,000
雪印メグミルク	500	1,456	728,000
日本ハム	1,000	940	940,000
総合警備保障	500	825	412,500
ディー・エヌ・エー	300	2,027	608,100
博報堂DYホールディングス	130	4,410	573,300
サッポロホールディングス	2,000	284	568,000
アサヒグループホールディングス	900	1,703	1,532,700
麒麟ホールディングス	3,000	926	2,778,000
宝ホールディングス	1,000	485	485,000
コカ・コーラウエスト	300	1,335	400,500
伊藤園	500	1,324	662,000
不二製油	200	1,072	214,400
ローソン	200	4,790	958,000
ポイント	120	3,135	376,200
エディオン	400	622	248,800
双日	5,900	122	719,800
アルフレッサホールディングス	200	3,215	643,000
キッコーマン	1,000	868	868,000
味の素	2,000	924	1,848,000

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
キューピー	200	1,099	219,800	
カゴメ	300	1,525	457,500	
ニチレイ	2,000	372	744,000	
日清食品ホールディングス	300	2,998	899,400	
J T	15	387,000	5,805,000	
ゲンゼ	1,000	219	219,000	
J・フロント リテイリング	2,000	367	734,000	
マツモトキヨシホールディングス	300	1,540	462,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,100	808	888,800	
東洋紡	5,000	105	525,000	
日清紡ホールディングス	1,000	671	671,000	
トヨタ紡織	300	791	237,300	
野村不動産ホールディングス	600	1,107	664,200	
セブン&アイ・ホールディングス	2,500	2,151	5,377,500	
帝人	3,000	226	678,000	
東レ	4,000	550	2,200,000	
クラレ	1,000	1,079	1,079,000	
旭化成	4,000	464	1,856,000	

SUMCO	400	545	218,000
ワコールホールディングス	1,000	973	973,000
TSIホールディングス	1,000	387	387,000
ITホールディングス	500	905	452,500
王子製紙	2,000	383	766,000
大王製紙	1,000	512	512,000
日本製紙グループ本社	300	1,605	481,500
レンゴー	1,000	532	532,000
昭和電工	4,000	154	616,000
住友化学	5,000	284	1,420,000
東ソー	2,000	205	410,000
トクヤマ	1,000	242	242,000
セントラル硝子	2,000	378	756,000
東亜合成	3,000	317	951,000
電気化学工業	1,000	279	279,000
イビデン	400	1,541	616,400
信越化学工業	1,000	3,665	3,665,000
エア・ウォーター	1,000	997	997,000
大陽日酸	1,000	540	540,000
日本触媒	1,000	844	844,000
カネカ	1,000	406	406,000
協和発酵キリン	1,000	918	918,000
三菱ガス化学	1,000	403	403,000
三井化学	2,000	227	454,000
JSR	600	1,437	862,200
東京応化工業	300	1,551	465,300
三菱ケミカルホールディングス	4,000	416	1,664,000
ダイセル	2,000	455	910,000

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
住友ベークライト	1,000	421	421,000	
積水化学工業	1,000	641	641,000	
日本ゼオン	1,000	651	651,000	
宇部興産	3,000	207	621,000	
日立化成工業	300	1,330	399,000	
野村総合研究所	400	1,700	680,000	
電通	600	2,324	1,394,400	
ADEKA	700	735	514,500	
日油	1,000	389	389,000	
花王	1,700	2,105	3,578,500	
武田薬品工業	2,200	3,320	7,304,000	
アステラス製薬	1,200	3,110	3,732,000	
大日本住友製薬	500	869	434,500	
塩野義製薬	900	977	879,300	
田辺三菱製薬	1,000	1,194	1,194,000	
中外製薬	700	1,206	844,200	
エーザイ	700	3,160	2,212,000	
ロート製薬	1,000	982	982,000	
小野薬品工業	300	4,325	1,297,500	
久光製薬	300	3,260	978,000	
持田製薬	1,000	880	880,000	
参天製薬	200	3,205	641,000	
ツムラ	200	2,234	446,800	
テルモ	400	3,530	1,412,000	
みらかホールディングス	100	3,055	305,500	

第一三共	1,900	1,475	2,802,500
キョーリン製薬ホールディングス	1,000	1,353	1,353,000
大正製薬ホールディングス	300	6,310	1,893,000
日本ペイント	1,000	543	543,000
関西ペイント	1,000	679	679,000
D I C	4,000	139	556,000
オリエンタルランド	100	8,230	823,000
パーク24	700	1,009	706,300
フジ・メディア・ホールディングス	6	115,800	694,800
オービック	30	14,570	437,100
ヤフー	40	24,700	988,000
トレンドマイクロ	400	2,232	892,800
日本オラクル	200	2,533	506,600
ユー・エス・エス	110	7,160	787,600
伊藤忠テクノソリューションズ	200	3,520	704,000
大塚商会	100	5,360	536,000
富士フイルムホールディングス	1,200	1,888	2,265,600
コニカミノルタホールディングス	1,500	543	814,500
資生堂	1,000	1,403	1,403,000
ライオン	3,000	460	1,380,000

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
コーセー	200	1,938	387,600	
小林製薬	400	4,090	1,636,000	
昭和シェル石油	500	508	254,000	
コスモ石油	3,000	209	627,000	
東燃ゼネラル石油	1,000	745	745,000	
出光興産	100	8,080	808,000	
J Xホールディングス	7,200	452	3,254,400	
横浜ゴム	1,000	430	430,000	
ブリヂストン	1,900	1,749	3,323,100	
住友ゴム工業	600	923	553,800	
旭硝子	3,000	636	1,908,000	
日本板硝子	2,000	139	278,000	
日本電気硝子	1,000	737	737,000	
住友大阪セメント	3,000	221	663,000	
太平洋セメント	4,000	154	616,000	
東海カーボン	1,000	404	404,000	
T O T O	1,000	610	610,000	
日本ガイシ	1,000	892	892,000	
日本特殊陶業	1,000	915	915,000	
新日本製鐵	17,000	186	3,162,000	
住友金属工業	11,000	132	1,452,000	
神戸製鋼所	9,000	118	1,062,000	
日新製鋼	5,000	114	570,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,300	1,345	1,748,500	
東京製鐵	300	634	190,200	
大和工業	200	2,258	451,600	
淀川製鋼所	1,000	340	340,000	
丸一鋼管	300	1,733	519,900	
大同特殊鋼	2,000	475	950,000	
愛知製鋼	2,000	393	786,000	

日立金属	1,000	846	846,000
日本製鋼所	1,000	503	503,000
日本軽金属	4,000	99	396,000
三井金属	2,000	190	380,000
三菱マテリアル	3,000	211	633,000
住友金属鉱山	2,000	980	1,960,000
DOWAホールディングス	1,000	483	483,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	100	3,185	318,500
東邦チタニウム	200	1,238	247,600
古河電気工業	2,000	168	336,000
住友電気工業	1,900	819	1,556,100
フジクラ	1,000	219	219,000
日立電線	2,000	166	332,000
アサヒホールディングス	600	1,502	901,200
東洋製罐	400	1,011	404,400

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
三和ホールディングス	2,000	245	490,000	
住生活グループ	800	1,475	1,180,000	
リンナイ	200	5,510	1,102,000	
ニッパツ	1,000	675	675,000	
アマダ	1,000	475	475,000	
オーエスジー	500	996	498,000	
森精機製作所	200	680	136,000	
ディスコ	100	4,040	404,000	
豊田自動織機	500	2,115	1,057,500	
島精機製作所	300	1,317	395,100	
S M C	200	12,200	2,440,000	
コマツ	2,500	1,847	4,617,500	
住友重機械工業	1,000	446	446,000	
日立建機	300	1,303	390,900	
井関農機	1,000	168	168,000	
クボタ	3,000	647	1,941,000	
小森コーポレーション	300	498	149,400	
荏原製作所	2,000	258	516,000	
千代田化工建設	1,000	776	776,000	
ダイキン工業	700	2,005	1,403,500	
栗田工業	400	2,020	808,000	
ダイフク	1,000	388	388,000	
タダノ	1,000	480	480,000	
S A N K Y O	200	3,855	771,000	
ブラザー工業	1,000	974	974,000	
グローリー	400	1,606	642,400	
セガサミーホールディングス	1,000	1,724	1,724,000	
日本精工	1,000	487	487,000	
N T N	2,000	294	588,000	
ジェイテクト	700	740	518,000	
ミネベア	1,000	319	319,000	
T H K	400	1,498	599,200	
日立製作所	13,000	415	5,395,000	
東芝	13,000	311	4,043,000	
三菱電機	6,000	729	4,374,000	
富士電機	3,000	218	654,000	
安川電機	1,000	632	632,000	
明電舎	1,000	261	261,000	

日立工機	500	585	292,500	
マキタ	500	2,426	1,213,000	
東芝テック	1,000	272	272,000	
マブチモーター	100	3,185	318,500	
日本電産	300	6,820	2,046,000	
オムロン	700	1,580	1,106,000	
エルピーダメモリ	700	309	216,300	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,000	403	403,000	
N E C	6,000	160	960,000	
富士通	6,000	419	2,514,000	
沖電気工業	6,000	73	438,000	
セイコーエプソン	600	1,002	601,200	
アルバック	200	980	196,000	
パナソニック	5,900	649	3,829,100	
シャープ	3,000	665	1,995,000	
ソニー	3,200	1,344	4,300,800	
T D K	300	3,280	984,000	
ミツミ電機	100	544	54,400	
アルプス電気	600	516	309,600	
パイオニア	700	339	237,300	
ホシデン	300	512	153,600	
ヒロセ電機	100	6,730	673,000	
横河電機	800	707	565,600	
山武	300	1,633	489,900	
日本光電	300	1,888	566,400	
堀場製作所	300	2,285	685,500	
アドバンテスト	400	692	276,800	
キーエンス	100	18,260	1,826,000	
シスメックス	200	2,458	491,600	
デンソー	1,400	2,107	2,949,800	
スタンレー電気	500	1,140	570,000	
ウシオ電機	500	1,083	541,500	
カシオ計算機	900	435	391,500	
ファナック	600	11,890	7,134,000	
ローム	300	3,575	1,072,500	
浜松ホトニクス	300	2,725	817,500	
新光電気工業	200	543	108,600	
京セラ	500	6,150	3,075,000	
村田製作所	700	3,960	2,772,000	
双葉電子工業	200	1,249	249,800	
日東電工	500	2,804	1,402,000	
東海理化	300	1,177	353,100	
ニチコン	300	742	222,600	
三井造船	2,000	120	240,000	
日立造船	4,000	101	404,000	
三菱重工業	10,000	333	3,330,000	
川崎重工業	5,000	194	970,000	
I H I	5,000	186	930,000	
日産自動車	7,000	675	4,725,000	
いすゞ自動車	4,000	368	1,472,000	
トヨタ自動車	8,290	2,626	21,769,540	うち代用有価証券1,000株
日野自動車	2,000	459	918,000	

三菱自動車工業	14,000	92	1,288,000	
日信工業	300	1,077	323,100	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
N O K	400	1,352	540,800	
ケーヒン	300	1,254	376,200	
アイシン精機	500	2,184	1,092,000	
マツダ	4,000	131	524,000	
ダイハツ工業	1,000	1,394	1,394,000	
ホンダ	5,100	2,487	12,683,700	
スズキ	1,100	1,581	1,739,100	
富士重工業	2,000	476	952,000	
ヤマハ発動機	700	970	679,000	
豊田合成	300	1,198	359,400	
シマノ	300	3,680	1,104,000	
タカタ	300	1,570	471,000	
良品計画	100	3,645	364,500	
メディカルホールディングス	700	806	564,200	
ネットワンシステムズ	10	214,500	2,145,000	
ドン・キホーテ	300	2,741	822,300	
スギホールディングス	200	2,241	448,200	
島津製作所	1,000	644	644,000	
東京精密	300	1,465	439,500	
ニコン	1,000	1,699	1,699,000	
オリンパス	700	1,263	884,100	
大日本スクリーン製造	1,000	638	638,000	
H O Y A	1,400	1,652	2,312,800	
キヤノン	3,600	3,315	11,934,000	うち代用有価証券2,500株
リコー	2,000	644	1,288,000	
シチズンホールディングス	1,000	459	459,000	
バンダイナムコホールディングス	800	1,112	889,600	
凸版印刷	2,000	566	1,132,000	
大日本印刷	2,000	754	1,508,000	
日本写真印刷	100	927	92,700	
アシックス	1,000	840	840,000	
ヤマハ	600	680	408,000	
リンテック	100	1,361	136,100	
任天堂	300	10,500	3,150,000	
コクヨ	500	551	275,500	
ニフコ	200	2,097	419,400	
伊藤忠商事	4,000	781	3,124,000	
丸紅	5,000	473	2,365,000	
長瀬産業	1,000	858	858,000	
豊田通商	600	1,357	814,200	
オンワ - ドホールディングス	1,000	579	579,000	
ファミリーマート	200	3,135	627,000	
三井物産	5,100	1,203	6,135,300	
東京エレクトロン	500	3,980	1,990,000	
日立ハイテクノロジーズ	300	1,691	507,300	
住友商事	3,400	1,046	3,556,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
三菱商事	4,700	1,570	7,379,000	

キヤノンマーケティングジャパン	500	898	449,000	
阪和興業	1,000	338	338,000	
ニプロ	400	649	259,600	
ユニ・チャーム	300	3,850	1,155,000	
東邦ホールディングス	400	1,080	432,000	
島忠	200	1,769	353,800	
コメリ	200	2,358	471,600	
青山商事	300	1,404	421,200	
しまむら	100	7,940	794,000	
高島屋	1,000	553	553,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,000	600	600,000	
丸井グループ	1,000	590	590,000	
クレディセゾン	500	1,507	753,500	
イオン	2,000	1,034	2,068,000	
ユニー	600	696	417,600	
イズミ	500	1,349	674,500	
ケーズホールディングス	200	3,070	614,000	
新生銀行	5,000	81	405,000	
あおぞら銀行	4,000	215	860,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	44,000	332	14,608,000	
りそなホールディングス	1,800	343	617,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	12,000	230	2,760,000	
三井住友フィナンシャルグループ	4,300	2,192	9,425,600	
第四銀行	2,000	256	512,000	
札幌北洋ホールディングス	1,100	281	309,100	
千葉銀行	2,000	494	988,000	
横浜銀行	4,000	361	1,444,000	
常陽銀行	2,000	342	684,000	
群馬銀行	2,000	419	838,000	
武蔵野銀行	200	2,590	518,000	
東京都民銀行	500	973	486,500	
七十七銀行	1,000	324	324,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	325	975,000	
静岡銀行	2,000	808	1,616,000	
十六銀行	2,000	255	510,000	
スルガ銀行	1,000	703	703,000	
八十二銀行	1,000	448	448,000	
大垣共立銀行	2,000	252	504,000	
北國銀行	1,000	290	290,000	
滋賀銀行	1,000	531	531,000	
南都銀行	1,000	437	437,000	
百五銀行	1,000	309	309,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
京都銀行	1,000	664	664,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	5,000	152	760,000	
広島銀行	2,000	362	724,000	
山陰合同銀行	1,000	587	587,000	
中国銀行	1,000	1,086	1,086,000	

伊予銀行	1,000	767	767,000
百十四銀行	2,000	369	738,000
阿波銀行	1,000	528	528,000
鹿児島銀行	1,000	548	548,000
肥後銀行	1,000	442	442,000
みずほフィナンシャルグループ	59,900	109	6,529,100
山口フィナンシャルグループ	1,000	738	738,000
SBIホールディングス	53	5,580	295,740
日本証券金融	500	369	184,500
名古屋銀行	1,000	257	257,000
京葉銀行	1,000	381	381,000
イオンクレジットサービス	500	1,207	603,500
アコム	260	1,354	352,040
日立キャピタル	400	1,069	427,600
オリックス	300	6,450	1,935,000
三菱UFJリース	260	3,070	798,200
ジャフコ	100	1,379	137,900
大和証券グループ本社	5,000	245	1,225,000
野村ホールディングス	11,100	251	2,786,100
岡三証券グループ	1,000	245	245,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,000	211	422,000
松井証券	500	379	189,500
NK SJホールディングス	1,000	1,521	1,521,000
カブドットコム証券	800	235	188,000
MS & ADホールディングス	1,800	1,442	2,595,600
ソニーフィナンシャルホールディングス	600	1,144	686,400
東京海上ホールディングス	2,300	1,766	4,061,800
T & Dホールディングス	2,100	722	1,516,200
三井不動産	3,000	1,128	3,384,000
三菱地所	4,000	1,170	4,680,000
東京建物	2,000	258	516,000
東急不動産	1,000	293	293,000
住友不動産	1,000	1,344	1,344,000
イオンモール	500	1,653	826,500
NTT都市開発	8	51,700	413,600
東武鉄道	2,000	399	798,000
東京急行電鉄	3,000	382	1,146,000
京浜急行電鉄	2,000	704	1,408,000
小田急電鉄	2,000	750	1,500,000
京王電鉄	1,000	542	542,000

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
京成電鉄	1,000	570	570,000	
東日本旅客鉄道	1,100	4,815	5,296,500	
西日本旅客鉄道	500	3,325	1,662,500	
東海旅客鉄道	5	649,000	3,245,000	
西日本鉄道	2,000	370	740,000	
近畿日本鉄道	5,000	309	1,545,000	
阪急阪神ホールディングス	5,000	328	1,640,000	
南海電気鉄道	3,000	344	1,032,000	
京阪電気鉄道	2,000	378	756,000	
名古屋鉄道	3,000	211	633,000	
日本通運	3,000	296	888,000	

ヤマトホールディングス	1,000	1,213	1,213,000
山九	1,000	285	285,000
福山通運	1,000	471	471,000
セイノーホールディングス	1,000	600	600,000
日本郵船	4,000	183	732,000
商船三井	3,000	261	783,000
川崎汽船	2,000	128	256,000
全日本空輸	8,000	217	1,736,000
三菱倉庫	1,000	825	825,000
住友倉庫	2,000	363	726,000
上組	1,000	653	653,000
TBSホールディングス	600	991	594,600
日本テレビ放送網	70	11,770	823,900
テレビ朝日	3	124,800	374,400
日本電信電話	2,500	3,930	9,825,000
KDDI	10	501,000	5,010,000
光通信	600	1,962	1,177,200
NTTドコモ	50	143,200	7,160,000
東京電力	3,600	215	774,000
中部電力	1,900	1,508	2,865,200
関西電力	2,300	1,243	2,858,900
中国電力	1,000	1,401	1,401,000
北陸電力	800	1,479	1,183,200
東北電力	1,500	779	1,168,500
四国電力	700	2,294	1,605,800
九州電力	1,100	1,137	1,250,700
北海道電力	700	1,120	784,000
沖縄電力	300	3,240	972,000
JPOWER	500	2,052	1,026,000
東京ガス	7,000	357	2,499,000
大阪ガス	7,000	313	2,191,000
東邦ガス	2,000	494	988,000
松竹	1,000	751	751,000
東宝	500	1,369	684,500
NTTデータ	4	242,500	970,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	300	1,479	443,700

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
カプコン	100	1,708	170,800	
日本空港ビルデング	600	1,030	618,000	
セコム	600	3,400	2,040,000	
メイテック	100	1,476	147,600	
アサツー ディ・ケイ	300	2,020	606,000	
コナミ	300	2,151	645,300	
ベネッセホールディングス	400	3,785	1,514,000	
ダイセキ	200	1,262	252,400	
ヤマダ電機	300	5,260	1,578,000	
オートバックスセブン	300	3,640	1,092,000	
ニトリホールディングス	150	7,230	1,084,500	
吉野家ホールディングス	4	107,500	430,000	
ミスミグループ本社	400	1,710	684,000	
ファーストリテイリング	100	14,390	1,439,000	
ソフトバンク	2,600	2,222	5,777,200	
スズケン	300	2,132	639,600	

サンドラッグ	400	2,351	940,400	
合計	845,032	-	588,893,420	

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債 証券	第313回利付国債(10年)	1.300	2021/3/20	72,000,000	74,599,920	
合計				72,000,000	74,599,920	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「TAA株50ポートフォリオ」

(平成24年1月31日現在)

資産総額	173,523,419 円
負債総額	2,016,844 円
純資産総額(-)	171,506,575 円
発行済数量	208,401,145 口
1万口当たり純資産額(/ ×10000)	8,230 円

「TAA株100ポートフォリオ」

(平成24年1月31日現在)

資産総額	951,291,441 円
負債総額	6,845,080 円
純資産総額(-)	944,446,361 円
発行済数量	1,608,014,000 口

1万口当たり純資産額 (/ ×10000)	5,873 円
-------------------------	---------

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成24年2月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年2月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	158	17,578
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	200
単位型公社債投資信託	0	0
合計	160	17,778

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第15期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表及び第16期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第17期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第15期 (平成22年3月31日現在)	第16期 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,338,891	6,270,894
有価証券	7,509,155	11,023,094
前払費用	1 167,143	1 195,613
未収委託者報酬	1,639,083	1,751,247
未収運用受託報酬	1 621,865	1 656,202
未収投資助言報酬	1 176,080	1 171,421
未収収益	26,952	-
未収金	9,402	-
貯蔵品	13,545	-
繰延税金資産	253,992	295,260
その他	68	64,039
流動資産合計	17,756,180	20,427,773
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 158,855	2 133,329
車両	-	2 5,095
器具備品	2 163,773	2 179,790

有形固定資産合計		322,629		318,215
無形固定資産				
電信加入権		292		-
電話加入権		7,942		-
ソフトウェア		1,516,892		1,372,451
ソフトウェア仮勘定		49,810		51,575
その他		-		8,203
無形固定資産合計		1,574,938		1,432,230
投資その他の資産				
投資有価証券		18,457,108		16,986,491
差入保証金		-	1	284,824
長期差入保証金	1	282,326		-
預託金		458		-
繰延税金資産		665,854		500,589
その他		-		17
投資その他の資産合計		19,405,748		17,771,923
固定資産合計		21,303,315		19,522,370
資産合計		39,059,496		39,950,144

負債の部

流動負債				
預り金		29,359		28,412
未払収益分配金		5,024		4,324
未払償還金		159,114		151,440
未払手数料	1	565,051	1	683,709
未払運用委託報酬		438,086		391,985
未払投資助言報酬		100,080		106,084
その他未払金	1	170,412	1	187,916
未払費用	1	53,471	1	119,099
未払法人税等		71,382		145,709
未払消費税等		22,816		-
賞与引当金		502,405		552,829
その他		12,777		42,559
流動負債合計		2,129,982		2,414,070
固定負債				
退職給付引当金		537,616		644,223
役員退職慰労引当金		12,962		11,275
その他		-	1	66,068
固定負債合計		550,578		721,566
負債合計		2,680,560		3,135,637

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	17,323,750	17,625,364
利益剰余金合計	18,003,557	18,305,171
株主資本合計	36,285,397	36,587,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	93,537	227,494
評価・換算差額等合計	93,537	227,494
純資産合計	36,378,935	36,814,506
負債・純資産合計	39,059,496	39,950,144

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	第16期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	11,527,251	11,004,207
運用受託報酬	3,551,530	3,873,347
投資助言報酬	780,375	751,384
業務受託料	-	47,100
その他営業収益	47,100	-
営業収益計	15,906,257	15,676,039
営業費用		
支払手数料	4,836,212	4,548,772
広告宣伝費	20,846	110,792
公告費	-	466
受益証券発行費	6,873	-
調査費	2,876,269	2,708,450
支払運用委託報酬	1,628,406	1,442,927
支払投資助言報酬	409,100	448,879
委託調査費	-	20,521
調査費	838,762	796,121
委託計算費	106,973	104,902
営業雑経費	454,818	543,623
通信費	58,544	57,003
印刷費	177,070	175,972

協会費		17,981		17,084
販売事務費		24,802		-
その他営業雑経費		176,419		293,563
営業費用計		8,301,993		8,017,006
一般管理費				
役員報酬	1	60,906	1	62,167
給料・手当		3,003,448		2,985,814
賞与引当金繰入額		489,537		547,443
賞与		240,551		256,821
福利厚生費		501,440		550,141
海外派遣関係費		89,982		-
退職給付費用		109,004		163,211
退職給付負担金		64,509		-
役員退職慰労引当金繰入額		4,600		5,550
役員退職慰労金		-		637
その他人件費		6,257		135,147
不動産賃借料		662,795		635,759
その他不動産経費		-		38,835
交際費		17,004		14,220
旅費交通費		69,949		87,941
固定資産減価償却費		604,130		627,055
租税公課		79,700		77,387
業務委託費		156,825		183,393
器具備品賃借料		4,057		-
器具備品費		152,994		178,045
保守料		-		92,961
保険料		-		63,246
寄付金		-		820
諸経費		252,151		39,883
一般管理費計		6,569,846		6,746,486
営業利益		1,034,417		912,546
営業外収益				
受取利息		7,927		3,284
有価証券利息		127,716		107,994
受取配当金		88,280		102,558
雑収入		14,354		-
その他営業外収益		-		22,945
営業外収益計		238,280		236,783
営業外費用				
為替差損		1,142		9,852
雑損失		6,007		-
その他営業外費用		-		15,292
営業外費用計		7,150		25,144
経常利益		1,265,547		1,124,185
特別利益				
投資有価証券売却益		123,026		35,991
投資有価証券償還益		32,782		351

事故受取保険金	-	3	5,462
前期支払投資助言報酬戻入益	25,605	-	-
前期支払運用委託報酬戻入益	31,404	-	-
役員退職慰労引当金戻入益	583	-	-
特別利益計	213,401		41,804
特別損失			
投資有価証券売却損	424,493		17,676
投資有価証券償還損	54,263		355,993
投資有価証券評価損	118,045		5,706
固定資産除却損	4	3,290	4
事故損失賠償金	2	478	2
その他特別損失		230	-
特別損失計	600,801		418,482
税引前当期純利益	878,147		747,507
法人税、住民税及び事業税	337,932		272,647
過年度法人税等	27,704		-
法人税等還付額	35,406		-
法人税等調整額	43,138		37,686
法人税等合計	373,369		310,333
当期純利益	504,778		437,174

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000,000	10,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
前期末残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	139,807	139,807

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
前期末残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
前期末残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	16,954,532	17,323,750
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	17,323,750	17,625,364
利益剰余金合計		
前期末残高	17,634,339	18,003,557
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	18,003,557	18,305,171
株主資本合計		
前期末残高	35,916,179	36,285,397
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
当期変動額合計	369,218	301,614
当期末残高	36,285,397	36,587,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,394,911	93,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,488,449	133,956

当期末残高	93,537	227,494
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,394,911	93,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,488,449	133,956
当期末残高	93,537	227,494
純資産合計		
前期末残高	34,521,267	36,378,935
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	504,778	437,174
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,488,449	133,956
当期変動額合計	1,857,668	435,570
当期末残高	36,378,935	36,814,506

（重要な会計方針）

第15期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却の方法	2．固定資産の減価償却の方法

<p>有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>4. 引当金の計上基準 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p>	<p>有形固定資産 定率法によっております。主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年あります。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>4. 引当金の計上基準 賞与引当金 同左</p>
--	---

<p>第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)</p>	<p>第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)</p>
<p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>5. リース取引の処理方法 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>5. リース取引の処理方法 同左</p>

6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左
-------------------------------------	--------------------------

(表示方法の変更)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(貸借対照表)	(貸借対照表) 重要性の観点等から、表示方法を次のように変更 することに致しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・前期まで区分掲記していた「未収収益」「未収 金」「貯蔵品」は、流動資産の「その他」に含 めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「電信加入権」「電 話加入権」は、無形固定資産の「その他」に含 めて表示しております。 ・前期まで「長期差入保証金」として表示してい たものは、「差入保証金」として表示しており ます。 ・前期まで区分掲記していた「預託金」は、投資 その他の資産の「その他」に含めて表示して おります。 ・前期まで区分掲記していた「未払消費税等」 は、流動負債の「その他」に含めて表示して おります。

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

<p>(損益計算書)</p> <p>前期において「退職給付引当金繰入額」として表示していたものは、「退職給付費用」として表示しております。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>重要性の観点等から、表示方法を次のように変更することに致しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期まで「その他営業収益」として表示していたものは、「業務受託料」として表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「受益証券発行費」「販売事務費」は、「その他営業雑経費」に含めて表示しております。 ・前期まで「調査費」に含めて表示していた「委託調査費」は、区分掲記しております。 ・前期まで区分掲記していた「海外派遣関係費」は、「その他人件費」に含めて表示しております。 ・前期まで区分掲記していた「退職給付負担金」は、「退職給付費用」に含めて表示しております。 ・前期まで「諸経費」に含めて表示していた「役員退職慰労金」「保守料」「保険料」は、区分掲記しております。尚、前期における「役員退職慰労金」「保守料」「保険料」のそれぞれの金額は、1,491千円、93,768千円、63,571千円であります。 ・前期まで「不動産賃借料」に含めて表示していた「その他不動産経費」は、区分掲記しております。 ・前期まで区分掲記していた「器具備品賃借料」は、「諸経費」に含めて表示しております。 ・前期まで「雑収入」「雑損失」として表示していたものは、それぞれ「その他営業外収益」「その他営業外費用」として表示しております。
---	--

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第15期 (平成22年3月31日現在)	第16期 (平成23年3月31日現在)																														
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">229,597千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">171,926千円</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">52,971千円</td></tr> <tr><td>長期差入保証金</td><td style="text-align: right;">265,746千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">78,620千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">5,080千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">15,052千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	229,597千円	未収投資助言報酬	171,926千円	前払費用	52,971千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	78,620千円	未払費用	5,080千円	その他未払金	15,052千円	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">前払費用</td><td style="text-align: right;">60,402千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">296,706千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">152,956千円</td></tr> <tr><td>差入保証金</td><td style="text-align: right;">280,262千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">88,132千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">14,956千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">60,986千円</td></tr> <tr><td>その他固定負債</td><td style="text-align: right;">66,068千円</td></tr> </table>	前払費用	60,402千円	未収運用受託報酬	296,706千円	未収投資助言報酬	152,956千円	差入保証金	280,262千円	未払手数料	88,132千円	その他未払金	14,956千円	未払費用	60,986千円	その他固定負債	66,068千円
未収運用受託報酬	229,597千円																														
未収投資助言報酬	171,926千円																														
前払費用	52,971千円																														
長期差入保証金	265,746千円																														
未払手数料	78,620千円																														
未払費用	5,080千円																														
その他未払金	15,052千円																														
前払費用	60,402千円																														
未収運用受託報酬	296,706千円																														
未収投資助言報酬	152,956千円																														
差入保証金	280,262千円																														
未払手数料	88,132千円																														
その他未払金	14,956千円																														
未払費用	60,986千円																														
その他固定負債	66,068千円																														

2.有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	2.有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 169,123千円	建物 187,418千円
器具備品 585,673千円	車両 1,919千円
合計 754,796千円	器具備品 592,884千円
	合計 782,221千円

(損益計算書関係)

第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1.役員報酬の限度額は以下のとおりであります。	1.
取締役 180,000千円 監査役 30,000千円	同左
2.事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	2.
	同左
3.	3.事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。
4.固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。	4.固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。
器具備品 2,957千円	建物 8,300千円
ソフトウェア 333千円	器具備品 8,461千円
合計 3,290千円	合計 16,762千円

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1.発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。	1.発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。
前事業年度末発行済株式総数	前事業年度末発行済株式総数
普通株式 108,448株	普通株式 108,448株
当事業年度末発行済株式総数	当事業年度末発行済株式総数
普通株式 108,448株	普通株式 108,448株
当事業年度に増加または減少した発行済株式数	当事業年度に増加または減少した発行済株式数
なし	なし

2. 配当に関する事項	2. 配当に関する事項																																												
<p>配当金支払額 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>135,560千円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>平成21年6月26日</td> </tr> </table> <p>基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成22年6月25日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>135,560千円</td> </tr> <tr> <td>配当の原資</td> <td>利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成22年3月31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>平成22年6月25日</td> </tr> </table>	株式の種類	普通株式	配当金の総額	135,560千円	1株当たり配当額	1,250円	基準日	平成21年3月31日	効力発生日	平成21年6月26日	株式の種類	普通株式	配当金の総額	135,560千円	配当の原資	利益剰余金	1株当たり配当額	1,250円	基準日	平成22年3月31日	効力発生日	平成22年6月25日	<p>配当金支払額 平成22年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>135,560千円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成22年3月31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>平成22年6月25日</td> </tr> </table> <p>基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成23年6月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>135,560千円</td> </tr> <tr> <td>配当の原資</td> <td>利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成23年3月31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>平成23年6月27日</td> </tr> </table>	株式の種類	普通株式	配当金の総額	135,560千円	1株当たり配当額	1,250円	基準日	平成22年3月31日	効力発生日	平成22年6月25日	株式の種類	普通株式	配当金の総額	135,560千円	配当の原資	利益剰余金	1株当たり配当額	1,250円	基準日	平成23年3月31日	効力発生日	平成23年6月27日
株式の種類	普通株式																																												
配当金の総額	135,560千円																																												
1株当たり配当額	1,250円																																												
基準日	平成21年3月31日																																												
効力発生日	平成21年6月26日																																												
株式の種類	普通株式																																												
配当金の総額	135,560千円																																												
配当の原資	利益剰余金																																												
1株当たり配当額	1,250円																																												
基準日	平成22年3月31日																																												
効力発生日	平成22年6月25日																																												
株式の種類	普通株式																																												
配当金の総額	135,560千円																																												
1株当たり配当額	1,250円																																												
基準日	平成22年3月31日																																												
効力発生日	平成22年6月25日																																												
株式の種類	普通株式																																												
配当金の総額	135,560千円																																												
配当の原資	利益剰余金																																												
1株当たり配当額	1,250円																																												
基準日	平成23年3月31日																																												
効力発生日	平成23年6月27日																																												

(リース取引関係)

第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																								
<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>10,400</td> <td>8,365</td> <td>2,035</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	10,400	8,365	2,035	<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3,237</td> <td>2,461</td> <td>776</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		千円	千円	千円	器具備品	3,237	2,461	776
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	10,400	8,365	2,035																						
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																						
	千円	千円	千円																						
器具備品	3,237	2,461	776																						

1年内	1,329千円	1年内	342千円
1年超	804千円	1年超	462千円
合計	2,134千円	合計	804千円
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	2,169千円	支払リース料	1,383千円
減価償却費相当額	1,979千円	減価償却費相当額	1,258千円
支払利息相当額	103千円	支払利息相当額	53千円
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		減価償却費相当額の算定方法 同左	
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		利息相当額の算定方法 同左	
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料期末残高相当額		2. オペレーティング・リース取引	
1年内	510千円	—	
1年超	-		
合計	510千円		

(金融商品関係)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切にリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預金	7,338,891	7,338,891	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,009,955	4,026,820	16,864
その他有価証券	3,499,200	3,499,200	-
投資有価証券			

満期保有目的の債券	10,550,685	10,662,050	111,364
その他有価証券	7,773,922	7,773,922	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,338,891	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	10,400,000	-	-
(1) 国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
その他(注)	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
合計	17,138,891	13,990,445	1,123,345	1,000

（注）譲渡性預金と投資信託受益証券であります。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則の

ほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なりスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	6,270,894	6,270,894	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,028,251	4,044,880	16,628
その他有価証券	6,994,842	6,994,842	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,512,627	10,567,760	55,132
その他有価証券	6,341,364	6,341,364	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,270,894	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	10,400,000	-	-
(1) 国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	8,732,095	2,405,100	1,236,025	-
その他(注)	8,732,095	2,405,100	1,236,025	-
合計	19,002,989	12,805,100	1,236,025	-

（注）譲渡性預金、投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

1．満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,539,527	12,670,410	130,882
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,539,527	12,670,410	130,882
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,021,114	2,018,460	2,654
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,021,114	2,018,460	2,654
合計		14,560,641	14,688,870	128,228

2．その他有価証券

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	999,729	999,800	71
	国債・地方債等	999,729	999,800	71
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,410,636	4,408,424	997,787
	小計	4,410,365	5,408,224	997,858
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,999,408	1,999,400	8
	国債・地方債等	1,999,408	1,999,400	8
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	4,083,982	3,274,650	809,331
	小計	6,083,391	5,274,050	809,340
合計		10,493,756	10,682,275	188,518

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,269,047	123,026	424,493

4．減損処理を行った有価証券

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）において、有価証券について118,045千円（その他有価証券の投資信託受益証券118,045千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1．満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,507,839	12,583,440	75,600
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,507,839	12,583,440	75,600
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,033,039	2,029,200	3,839
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,033,039	2,029,200	3,839
合計		14,540,878	14,612,640	71,761

2．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,493,181	5,495,142	1,961
	国債・地方債等	5,493,181	5,495,142	1,961
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,608,636	3,659,502	1,050,865
	小計	8,101,818	9,154,645	1,052,826
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	999,761	999,700	61
	国債・地方債等	999,761	999,700	61
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,835,995	3,181,862	654,133
	小計	4,835,756	4,181,562	654,194
合計		12,937,574	13,336,207	398,632

（注1）譲渡性預金、投資信託受益証券、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資等でありませ

ず。
（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
561,210	35,991	17,676

4．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について5,706千円(その他有価証券の投資信託受益証券5,706千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務及びその内訳(平成22年3月31日現在)

(1)退職給付債務	537,616千円
(2)退職給付引当金	537,616千円

(注)当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用	110,011千円
------	-----------

(注)勤務費用には退職金(「諸経費」)1,007千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金(「福利厚生費」)41,273千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金64,509千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1)退職給付債務	644,223千円
(2)退職給付引当金	644,223千円

(注)当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1)勤務費用	130,059千円
(2)退職給付負担金	33,151千円

(3)合計 163,211千円

(注)この他、福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金43,211千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第15期 (平成22年3月31日現在)	第16期 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動資産)	(流動資産)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 200,962千円	賞与引当金 221,131千円
未払事業税 21,062千円	未払事業税 18,935千円
その他 32,093千円	その他 55,977千円
繰延税金資産合計 254,117千円	繰延税金資産合計 296,044千円
繰延税金負債	繰延税金負債
有価証券評価差額 28千円	有価証券評価差額 784千円
その他 97千円	繰延税金負債合計 784千円
繰延税金負債合計 125千円	繰延税金資産の純額 295,260千円
繰延税金資産の純額 253,992千円	
(固定資産)	(固定資産)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 215,046千円	退職給付引当金 257,689千円
役員退職慰労引当金 5,185千円	役員退職慰労引当金 4,510千円
税務上の繰延資産償却超過額 6,611千円	税務上の繰延資産償却超過額 5,310千円
投資有価証券評価損 695,776千円	投資有価証券評価損 539,831千円
投資有価証券評価差額 327,794千円	投資有価証券評価差額 261,653千円
その他 5,018千円	その他 30,323千円
小計 1,255,430千円	小計 1,099,317千円
円	円
評価性引当額 126,659千円	評価性引当額 120,282千円
円	円
繰延税金資産合計 1,128,770千円	繰延税金資産合計 979,034千円
円	
繰延税金負債	繰延税金負債
特別分配金否認 63,801千円	特別分配金否認 58,098千円
投資有価証券評価差額 399,115千円	投資有価証券評価差額 420,346千円
繰延税金負債合計 462,916千円	繰延税金負債合計 478,445千円
繰延税金資産の純額 665,854千円	繰延税金資産の純額 500,589千円

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
--	---

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,096,879

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接所有90.00%	兼任5 出向3 転籍4	営業取引	運用受託報酬の受取	962,342	未収運用受託報酬	229,597
								投資助言報酬の受取	734,939	未収投資助言報酬	171,926

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3．上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。

4．運用受託報酬の受取962,342千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬738,747千円を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ニッセイ情報テクノロジーズ株式会社	東京都大田区	4,000	システムサービス	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮働定等の取得	307,154	その他未払金	31,915

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府大 阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直 接所有 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	1,352,450	未収運用受 託報酬	296,706
								投資助言報酬 の受取	697,329	未収投資助 言報酬	152,956

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれてお
ります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社(非上場であります。)

(1株当たり情報)

第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	335,450円49銭	1株当たり純資産額	339,466円90銭
1株当たり当期純利益金額	4,654円56銭	1株当たり当期純利益金額	4,031円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ いては、潜在株式が存在しないため記載しておりま せん。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当期純利益	504,778千円	437,174千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	504,778千円	437,174千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第17期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,915,645
有価証券		14,510,640
未収委託者報酬		1,693,267
未収運用受託報酬		901,745
未収投資助言報酬		165,835
繰延税金資産		189,016
その他		302,313
流動資産合計		19,678,463
固定資産		
有形固定資産	1	292,426
無形固定資産		1,357,827
投資その他の資産		
投資有価証券		17,148,577
繰延税金資産		707,428
その他		284,450
投資その他の資産合計		18,140,456
固定資産合計		19,790,709
資産合計		39,469,173
負債の部		
流動負債		
未払運用委託報酬		450,621
未払投資助言報酬		132,217
その他未払金		115,419
未払費用		112,560
未払法人税等		68,119
前受投資助言報酬		70,455
賞与引当金		332,982
その他		881,810
流動負債合計		2,164,186
固定負債		
退職給付引当金		704,019
役員退職慰労引当金		11,725
その他		35,575
固定負債合計		751,320
負債合計		2,915,506
純資産の部		
株主資本		

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	17,743,435
利益剰余金合計	18,423,242
株主資本合計	36,705,082
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	151,415
評価・換算差額等合計	151,415
純資産合計	36,553,666
負債・純資産合計	39,469,173

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第17期中間会計期間	
(自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	5,305,764
運用受託報酬	1,962,058
投資助言報酬	364,956
業務受託料	23,550
営業収益計	7,656,329
営業費用	3,846,408
一般管理費	1 3,379,396
営業利益	430,524
営業外収益	2 74,967
営業外費用	3 6,666
経常利益	498,825
特別利益	4 25,290
特別損失	5 95,074
税引前中間純利益	429,041
法人税、住民税及び事業税	38,652
法人税等調整額	136,758
法人税等合計	175,410
中間純利益	253,630

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第17期中間会計期間	
(自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	

株主資本	
資本金	
前期末残高	10,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	
前期末残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	139,807
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	120,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	120,000
研究開発積立金	
前期末残高	70,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	70,000
別途積立金	
前期末残高	350,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	350,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	17,625,364
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	253,630
当中間期変動額合計	118,070
当中間期末残高	17,743,435
利益剰余金合計	

前期末残高	18,305,171
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	253,630
当中間期変動額合計	118,070
当中間期末残高	18,423,242
株主資本合計	
前期末残高	36,587,011
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	253,630
当中間期変動額合計	118,070
当中間期末残高	36,705,082
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	227,494
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	378,910
当中間期変動額合計	378,910
当中間期末残高	151,415
評価・換算差額等合計	
前期末残高	227,494
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	378,910
当中間期変動額合計	378,910
当中間期末残高	151,415
純資産合計	
前期末残高	36,814,506
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	253,630
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	378,910
当中間期変動額合計	260,839
当中間期末残高	36,553,666

（重要な会計方針）

項目	第17期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定）によっております。

	<p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5．リース取引の処理方法	<p>平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
6．消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（注記事項）

[中間貸借対照表関係]

<p>第17期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）</p>	
1．有形固定資産の減価償却累計額	780,433千円

[中間損益計算書関係]

第17期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	46,609千円
無形固定資産	266,699千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
有価証券利息	43,968千円
受取配当金	23,038千円
受取利息	1,567千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	5,821千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	25,290千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	1,778千円
投資有価証券償還損	87,378千円
事故損失賠償金	30千円
固定資産除却損 器具備品	5,887千円

[中間株主資本等変動計算書関係]

第17期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)					
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	
発行済株式					
普通株式	108	-	-	108	
合計	108	-	-	108	
2. 配当に関する事項					
配当金支払額					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成23年3月31日	平成23年6月27日

[リース取引関係]

第17期中間会計期間
（自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日）

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間 会計期間末残高 相当額
有形固定資産 (器具備品)	千円 862	千円 330	千円 532

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	171千円
1年超	375千円
合計	547千円

当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	268千円
減価償却費相当額	244千円
支払利息相当額	11千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当取引はありません。

[金融商品関係]

第17期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日（中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2を参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金 有価証券	1,915,645	1,915,645	-

満期保有目的の債券	4,014,240	4,028,080	13,839
その他有価証券	10,496,400	10,496,400	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,017,242	11,074,340	57,097
その他有価証券	6,063,834	6,063,834	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、中間決算日の市場価格等によっております。

(注2) 非上場株式(中間貸借対照表計上額67,500千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

[有価証券関係]

第17期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	13,520,429	13,592,830	72,400
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	13,520,429	13,592,830	72,400
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	1,511,053	1,509,590	1,463
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,511,053	1,509,590	1,463
合計		15,031,482	15,102,420	70,937

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)

中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	6,992,009	6,997,350	5,341
	国債・地方債等	6,992,009	6,997,350	5,341
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,572,596	3,199,499	626,903
	小計	9,564,605	10,196,849	632,244
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	3,499,245	3,499,050	195
	国債・地方債等	3,499,245	3,499,050	195
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,714,015	2,864,335	849,679
	小計	7,213,260	6,363,385	849,875
	合計	16,777,865	16,560,234	217,630

（注1）投資信託受益証券、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資等であります。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

[デリバティブ取引関係]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	1,067,973

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[1株当たり情報]

	第17期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	337,061円69銭
1株当たり中間純利益	2,338円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	253,630千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	<u>253,630千円</u>
期中平均株式数	108千株

[重要な後発事象]

第17期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは見積りの公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成23年9月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成23年9月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(平成23年9月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	

(3) 投資助言会社（参考情報）

a. 名称

株式会社ニッセイ基礎研究所

b. 資本金の額

平成23年9月末現在、450百万円

c. 事業の内容

「有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律」に基づき監督官庁の登録を受け、投資顧問業を営むとともに、内外の経済、産業動向や金融・投資手法等に関する調査研究の受託、コンサルティング業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行

います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

(3) 投資助言会社（参考情報）

委託会社に対し、ファンドの運用に関する投資助言を行います。

3【資本関係】

委託会社は、株式会社ニッセイ基礎研究所（投資助言会社）の株式を1,350株（持株比率15.0%）保有しています（参考情報）。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月28日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTAA株100ポートフォリオの平成23年1月12日から平成24年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TAA株100ポートフォリオの平成24年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉益裕二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月28日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 小暮和敏 印指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月28日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTAA株50ポートフォリオの平成23年1月12日から平成24年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TAA株50ポートフォリオの平成24年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年2月24日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉益裕二 印
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩本 正 印
--------------------	--------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTAA株100ポートフォリオの平成22年1月13日から平成23年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TAA株100ポートフォリオの平成23年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉益裕二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年2月24日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉益裕二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTAA株50ポートフォリオの平成22年1月13日から平成23年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TAA株50ポートフォリオの平成23年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)